

氏 名 阿 部 昌 樹
 学位の種類 博士 (法 学)
 学位記番号 論法博第 144 号
 学位授与の日付 平成 15 年 5 月 23 日
 学位授与の要件 学位規則第 4 条第 2 項該当
 学位論文題目 ローカルな法秩序
 ——法と交錯する共同性——

論文調査委員 (主査) 教授 棚瀬孝雄 教授 田中成明 教授 亀本 洋

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、生活の場としての地域社会における、そこに住む人々の共同実践の一環としての法との関わり方を、ケース・スタディを通して分析するものである。それによって、法社会学のこれまでの理論的蓄積の意義を検討し、社会のなかで、法と関わる人々の具体的行動を通して形成される法秩序の実像を描き出すことが意図される。

まず第 1 章「法と出会う」において、川島武宜の「日本人の法意識」論の批判的な検討が行われ、本論文の全体を貫く、基本的な認識枠組が構築される。川島は、法や裁判を禁忌する日本的な法意識を、あることが法規範によって命じられているということのみを理由として、その法規範を遵守する「順法精神」を中核とする近代的法意識と対比させたが、今日の我が国において人々の法との関わりを動機づけているのは、川島が描き出した日本的な法意識と近代的な法意識のいずれとも異なる、「今ここで直面している問題の解決に法が道具として有効である限りにおいて利用する」という態度である。こうした「道具的法指向」によって動機づけられた法の利用は、自らが抱く目的実現のために他者の抵抗を排除することを意図したものであり、それは、法を権力資源として動員する権力行使に他ならない。この権力行使としての「法の動員」には常に、法規範が複数の解釈を許容する多義的なものであることから、創造的性格が伴っている。法を特定の意味を有するものとして創造的に解釈したうえで人は法を動員するのである。この「法の動員」の創造的性格を重視するならば、既存の法を利用する行為と、新たな法規範を創出する行為とは、連続線上に捉えられる。実際、地域社会における人々の法との関わり方には、既存の法の動員とともに、新たな法規範を創出するための条例制定に向けた取り組みも見られるが、それも「道具的法指向」によって動機づけられた法の利用として理解可能である。

以上の理解を基礎にして、第 2 章から第 4 章において、地域社会における共同実践の一環として法が利用された具体的な事例が分析される。

第 2 章「法を創る」においては、京都市空き缶条例の制定・施行過程を素材として、条例制定を目指す人々の共同実践が分析される。空き缶条例は、空き缶の散乱を防止して、良好な環境という便益を地域住民に提供するとともに、そのための費用を飲料メーカーや小売業者等の少数の者に負担させる、「費用集中・便益拡散」型の政策の制度化である。その制定・施行過程は、J・ウィルソンがその種の政策形成・実施過程の典型的なパターンとして描き出したものをほぼそのまま踏襲するような展開を示した。すなわち、同条例の制定は、新たな法規範を創出しようとする政治的起業家の活躍によって京都市の政策課題となり、多くの地域住民を巻き込むかたちで制定過程が展開していったが、最終的には、行政当局が中心となって、条例制定に反対するメーカー等と妥協を図るかたちで、条例の内容が確定した。そして、条例が施行された後は、費用負担者たるメーカー等が大きな発言権を有するようになり、その費用負担は、条例制定過程において想定されたよりも著しく僅少なものとなっていった。こうした展開は、「費用集中・便益拡散」型の政策を地域住民のイニシアティブで条例化することの困難を示すものである。この知見は、同種の条例制定に向けての共同実践の多くに敷衍可能なものであろう。しかしながら、空き缶条例の政策過程には、地域社会において新たな法規範を創出していく際に直面する既存の国家法によ

る制約を、創造的に克服していく豊かな可能性も示されている。

第3章「法を使う」においては、マンション建設に反対する住民運動のなかで、行政争訟制度が活用された事例が分析される。ここではまず、紛争の変容についての法社会学的ないし法人類学的研究の成果を踏まえて、行政機関の社会への規制の介入を、私人間の紛争を私人と行政機関との紛争へと転換させる「紛争変容装置」として捉える理論枠組が構築される。そして、この枠組を通して、紛争当事者が法を道具として捉え、利用している場合には、法制度は紛争を制度内部に吸収し尽くすことはできず、法制度の作動が開始した後においても、法制度の外部において当事者間の駆け引きが継続し、紛争の帰趨を左右することが明らかにされる。また、受容可能な紛争を狭く限定する現在の行政争訟制度が、紛争当事者の視点から批判的に検討されている。

第4章「法を語る」においては、マンション建設に反対する住民運動が、限定された地域においてのみ妥当する土地利用のルールを定める建築協定の締結および地区計画の策定へと結実していった事例が分析される。人々の共同実践への動機づけがどのようにして生じ、法を道具として利用するプロセスにおいて、それがどのように変化していくかの検討がなされている。法制度の内外における人々の語りのなかに表出される自己イメージや他者との関係についての理解を、構築主義的な視角から分析した諸研究が参照され、それらを踏まえて、地域社会に住まう人々を共通の歴史の担い手として語る「地域の物語」と、各人がそれぞれに選択した目的を追求する独立した個人として語る「法の語り」とを対照させる理論枠組が示される。そして、この理論枠組を前提として事例を分析することによって、法の語りによって喚起される個人主義的な自己イメージが、「地域の物語」によって醸成される共同実践に向けての動機づけを萎縮させる可能性が示される。

これら3つの章におけるケース・スタディを踏まえて、第5章「ローカルな法秩序」においては、法と関わる人々の具体的な行動を通して形成される法秩序の実像がいかなるものであるかの検討が行われる。この「実現された法秩序」は全国一律のものではなく、また、法への同調と逸脱という二分法によって捉えることもできない。それは、文字によって記されたテキストとしての法を前提としつつ、人々が法と関わるそれぞれの具体的な場において、法の本質的な不確定性と法以外の多様な社会的諸要因とが複合的に作用するなかで状況依存的に成立する、本質的にローカルな性質のものなのである、ということが本章の、そして本論文全体の結論である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、住民が共同して地域の共通課題解決に向けて法を動員する過程を実証研究を踏まえつつ明らかにしたものである。具体的に取り上げた住民運動としては、京都市の空き缶条例の制定過程と、マンション建設をめぐる紛争、そしてその中で行政不服審査・訴訟、および町づくり憲章・建築協定・地区計画決定である。

著者が、これらの住民運動と法との関係を分析するなかで提示する視点は三つある。一つは、法の道具性である。住民は、法であるから尊重する、あるいは法で解決することが好ましいから法を援用するという、法についての一般的な観念に基づいてその法との関わり方を決定しているのではなく、自分たちの抱えた問題の解決に有効であるから、またその限りで法を援用し、法的な手続に訴えていくということである。著者は、本論文の冒頭で、川島がその「日本人の法意識」論において、「ただ法で命ぜられているがゆえに法に従う」順法精神をあるべき近代的な法意識とし、その日本における欠如を批判するのを批判して、この法の道具性こそが今日の人々の一般的な法に対する意識を表しているとする。それは法に対する主体性の現れであり、法をその状況に適した形で使い、またその期待や規範的意識を反映した創造的な法の読みを行っていくものともなるという。

第2は、共同性の構築である。住民が紛争主体として、法を使いつつその目的を実現していくためには、多数の住民をその運動に結集していく必要がある。著者は、ここで二つの隣接分野の理論的研究を道具として用いている。一つは、政治社会学、とくにウィルソンの費用・便益の拡散性に基づく政治過程の4類型モデルである。空き缶条例制定のように、美しい環境という便益が拡散的であるところでは、住民運動を持続することは困難であり、たまたま熱心なリーダーによる「起業家政治」が行われて運動が始められるが、それは専門的な行政に引き継がれるとともに、費用負担が集中する企業の強い抵抗にあって当初の構想よりも縮小したものになっていくというパターンが、そのモデルを使って実際に分析される。もう一つの、住民の紛争主体の形成を分析する道具は社会運動論の成果である。社会学では、当初の、社会の矛盾・緊張が政治過

程をバイパスして衝動的に表出されたものとして運動を見る見方から、やがて政治目的を達成するための意識的に組織された運動としてその合理性を強調する資源動員論に変わっていくが、著者は、さらにより近年の、運動の過程における関与者たちのアイデンティティや解釈図式の変化に注目するポスト資源動員論を基礎に分析する。「まちづくり憲章」に見られる、わたし達の町を大切にす、その「わたし達」の構築が行われていく過程が、マンション建設をめぐる紛争の展開過程に即して明らかにされている。

第3の視点は、秩序の創発性である。法は本来多義的なものであり、住民が法を援用するときも、法を特定の意味を持ったものとして読むという法の解釈がそこには存在している。これが法である、だから自分たちの主張は認められるという「ある法」の主張は、実は「あるべき法」の主張を含んでいるのである。それは、またその主張を裁断する裁判官においても、あるべき法の先取りを含んだ形である法を宣言するということによって、法の手続に接合されている。著者は、さらに法の道具性からも、この法の創発性が導かれることを指摘する。住民は法の実現そのものを志向しているのではなく、運動体の持つ資源や置かれた状況いかによってたまたま同意可能な解決が得られれば、法の援用が途中で打ち切られるのであり、結果として妥当する秩序には様々な形のものが存在することになる。法による秩序には、このように無数の偶発的要因が介在する結果ミクロな法が創発するというのである。

こうした視点は、いずれも住民運動と法・裁判の関係を読み解く上で重要な視点であり、本論文は、それを著者自らが行った紛争の具体的な分析の中から注意深く抽出しており、きわめて説得的に提示されている。法社会学は社会の中での法の働きを観察する学問として、実証的な研究に裏付けられた理論をその核に持たなければならないことはいまでもないが、実際に、実証的研究を行って、そこから一貫した理論を導くことは容易なことではない。事実の細部の記述に引きずられた報告になるか、理論が先走って事実が恣意的につまみ食いされるかすることが多い中で、本論文は、理論と事実とのきわめて強い統合が達成されている点で、積極的な評価がなされなければならない。この著者が提示した、法を、その法を援用する主体の視点から見て分析する方法は、既に学界の中でも、これまで、法がまず所与のものとしてあって、その実現、あるいはその回避ないし逸脱を上から見て問題にしていくという方法が漫然と取られていたことへの反省として、大きな共感を呼び、新しい研究もそこから生み出されてきている。

もちろん本論文に対しては、たとえば法の道具性を当事者の視点から言うことと、しかし、その法の便宜的、道具的使用を第三者的に他の社会成員が評価することとの関係はどうなのかといった問題、あるいは、住民運動が共同性を構築しつつ法を動員していく過程が、著者も認めるように町の住人とその外の人間との区別・排除をもたらしかねないことに法はどのように介入していくのかといった問題についてもっと踏み込んで議論してほしいという注文もなくはない。それは、法に本来備わっている、特殊利害を超越し、中立的・普遍的なトポスを自らに確保しようとするそうした志向と、この当事者が道具的に法を使用するその間の緊張により踏み込んだ説明が必要ではないかという批判である。しかし、どのような法の理論も、社会において働く法が不可避免的に持つ多面的・多義的な性格の一断面を切り出すものである限り、こうした批判を避けることはできないのであって、そのような疑問が審査委員の中に湧いてくること自体、本論文のポレミカルな性格を表していて、むしろ積極的な評価を与えるべきものといえる。

以上、詳細に検討してきたように、本論文は、学際的な経験科学としての法社会学の研究のあり方と現在の我が国におけるその到達点を示す貴重な研究であり、その学界への貢献は多大である。よって本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしい研究であると認められる。

なお、平成15年4月17日に、審査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。